



MARKS NEWSLETTER

知財高裁：商標「Tibet Tiger」は、チベット製のトラの図柄を描いた絨毯等の品質表示に該当

知的財産高等裁判所は、令和6年2月28日、文字商標「Tibet Tiger」の自他商品識別力及び品質誤認のおそれが争われた審決取消請求事件において、本願商標からは「チベットのトラ」ほどの意味合いを容易に理解、認識させるとして、**本願商標は、商標法第3条第1項第3号及び第4条第1項第16号により登録を認めることができない**との特許庁の審決(不服2022-14461号審決)を支持する判決を言い渡しました。[[知財高裁令和5年\(行ケ\)第10116号](#)／第4部宮坂裁判長]

本願商標

本願商標は、標準文字で書かれた「Tibet Tiger」の文字からなり、第27類指定商品「じゅうたん、敷物、マット、ラグ、ヨガ用マット、織物製壁紙、壁掛け（織物製のものを除く。）」において、令和3年10月4日に、特許庁に出願されました(商願2021-123161)。特許庁審査官が本願商標を**拒絶**したことから、出願人は、**拒絶査定不服審判**を請求しましたが(不服2022-14461号)、特許庁は、以下のように述べ、本願商標を拒絶する審決を下しました。

本願商標は、構成全体として「チベットのトラ」ほどの意味合いを容易に理解、認識させる。そして、本願指定商品中の「じゅうたん、敷物、ラグ」との関係において、**チベットやネパールは、じゅうたんの生産地及び販売地として世界的に知られており、チベット民族や、ネパールに在住しているチベット難民によって手織りされているじゅうたんを「チベットじゅうたん」と称されていること、また、「チベットじゅうたん」の中でもトラのモチーフは、位の高い僧侶のためにつくられていたことから由緒あるものといわれ、トラの図柄を描いた、あるいは、トラの形状を模した「チベットじゅうたん」は、「Tibetan Tiger (Rug)」などと称されている。**そうすると、「Tibet Tiger」の文字よりなる本願商標をその指定商品中「チベットで生産又は販売される、トラの図柄を描いた、あるいは、トラの形状を模したじゅうたん、チベットで生産又は販売される、トラの図柄を描いた、あるいは、トラの形状を模した敷物、チベットで生産又は販売される、トラの図柄を描いた、あるいは、トラの形状を模したラグ」に使用しても、これに接する取引者、需要者は、単に商品の産地又は販売地、品質を表示したものと理解するにとどまり、自他商品の識別標識とは認識しない。したがって、本願商標は、**商標法第3条第1項第3号に該当し、また、前記商品以外の「じゅうたん、敷物、ラグ」に使用するとき、商品の品質の誤認を生ずるおそれがあるから、同法第4条第1項第16号に該当する。**

知財高裁の判断

出願人は、令和5年10月18日、本件審決の取消しを求め、**知財高裁に提訴**しましたが、裁判所は、以下のように述べ、出願人の訴えを退けました。

- 原告は、日本における取引者・需要者にとってチベットという地名は必ずしも著名ではなく、チベットトラという亜種(分類)も存在しないなどとして、本願商標は「Tibet Tiger」という造語として認識される旨主張するが、**本願商標は、構成全体として「チベットのトラ」ほどの意味合いを容易に理解、認識させるものと認められ、その旨をいう本件審決の判断に誤りはない。**日本の取引者・需要者にとってチベットという地名が必ずしも著名でないことを認めるに足る証拠はなく、また、チベットトラという亜種(分類)が存在しないことは上記認定を妨げるものではない。
- 取引の実情を踏まえると、「Tibet Tiger」の文字よりなる本願商標をその指定商品中、**トラの図柄又はトラの形状のチベットじゅうたん、チベット製ラグ等に使用した場合、これに接する取引者、需要者は、単に商品の産地又は販売地であるチベット、あるいはトラの図柄又は形状といった品質を表示したものと理解するにとどまる**というべきである。
- 本願商標をその指定商品中、**産地、販売地がチベットではなく、図柄や形状がトラと関係のない「じゅうたん、敷物及びラグ」に使用するとき、商品の品質の誤認を生ずるおそれがある**といえる。

商標審査基準〔改訂第16版〕

主に「コンセント制度の導入」及び「他人の氏名を含む商標の登録要件緩和」に伴う『商標審査基準』の改訂〔[改訂第16版](#)〕が行われ、**令和6年4月1日以降の出願に適用**されます。

- 商標法第4条第4項**：第4条第1項第11号に該当する商標であっても、**先行登録商標権者の承諾を得、且つ、先行登録商標と出願商標との間で混同を生ずるおそれがないものについては、併存登録が認められること**になります(コンセント制度)。「承諾」や「混同を生ずるおそれがない」ことの判断方法等について同項の審査基準が作成。
- 商標法第8条**：第4条第4項の新設に伴い、**同日出願の場合であってもコンセント制度によって併存登録**できるようになります。「承諾」や「混同のおそれがない」ことの判断方法は第4条第4項の基準を準用する旨の記載が追加。
- 商標法第4条第1項第8号**：第4条第1項第8号における「他人の氏名」に一定の知名度の要件と、出願人側の事情を考慮する要件(政令要件)が課されることになったため、同号の審査基準に、一定の知名度の要件に関する項目と政令要件の項目をそれぞれ追記し、一定の知名度の要件を判断する際の留意点や政令要件の具体例を明示。